



# News Letter

平成31年1月5日  
発行  
第75号



## 新年ごあいさつ



明けましておめでとうございます。  
本年も皆様方のより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## 労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

高橋直美

### 人生100年時代と健康寿命

一億総活躍社会の実現、その本丸は人づくりとして、いくつになっても学び直しができ、新しいことにチャレンジできる社会を目指し、「人生100年時代構想会議」が政府に設置され、1年半になります。この会議も既に9回開催され、働き方改革関連の会合等も行われ、人生100年時代を見据えた経済社会システムの大改革に挑戦するための様々な政府方針が打ち出されています。

2019年も中長期での社会保障費の削減に向け、健康寿命を延ばす取組みも強化されます。健診や保健指導の実施率を引き上げ、メタボリックシンドローム該当者やその予備軍を2022年度までに2008年度比で25%減らすことを目指すとしています。厚労省はインセンティブを強化することにより生活習慣病の予防対策を強化する方針です。1つ目は、生活習慣病の患者が医師の指導に沿ってジムなどで運動をすると医療費として費用を控除できる制度がありますが、その対象となるジムを増やすことです。2つ目は、生活習慣病の予防事業に力を入れる自治体に渡る交付金を増やすことです。また、何歳になっても働ける「生涯現役」の社会づくりに取り組むとしています。高齢者や女性の就労拡大を促すため、短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大を図ることも盛り込まれています。

平均寿命だけではなく健康寿命も延びるなか、人生100年どう生きたいか、どう生きるかを年毎に目標と計画を立て考えてみるのもよいかもしれません。

いつかはお役に立ちます



## 労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

山口栄一

### Q. 入職して間もない職員から妊娠の報告がありました。産休・育休を与えなければならないのでしょうか？

A. 産前産後休暇については、労働基準法で定められた使用者への義務なので、入職期間の長短にかかわらず請求があれば必ず与えなければなりません。ただし、育児休業については、雇用契約に期間の定めがある場合とない場合で異なります。期間に定めのある契約の者については、育児・介護休業法により次の2つの要件を満たしている場合に申し出ができるものとされています。

1. 事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者
  2. 子の1歳到達日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者
- 従って、パート職員など期間を定めて雇用している職員の場合は、雇用された期間が1年に満たなければ、育児休業を申し出ることができません。一方、期間の定めがない職員については、労使協定により、「勤続1年未満」「申し出日から起算して1年以内に退職予定」「所定労働日数が週2日以内の労働者」この3つの要件に該当する者を適用除外とすることができます。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116  
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

# 医療機関の勤務環境改善研修会

## 水戸会場(11/21) アンケート結果(項目抜粋)

～ご協力ありがとうございました～

●水戸会場 (県立健康プラザ) 参加人数：29名

日時 平成30年11月21日(木) 14:00～16:00

講演① 「働き方改革について」

講師 茨城労働局 雇用環境・均等室 室長補佐(指導) 大久保 一樹 氏

講演② 「明るい職場づくりのために」～管理者のためのハラスメント研修～

講師 医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士) 山口 栄一 氏

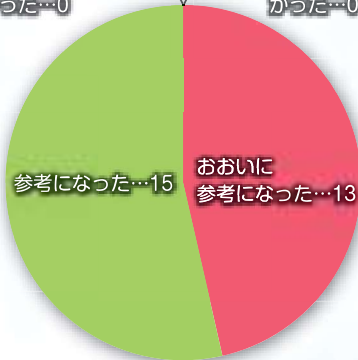


◎研修内容は今後の活動の参考になりましたか?

n=28

あまりならなかった...0

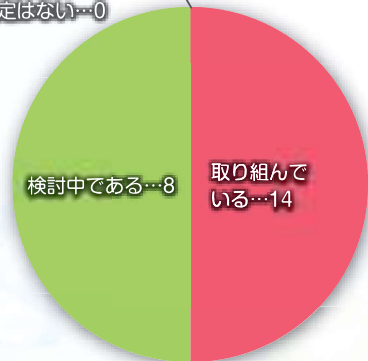
全くならなかった...0



◎貴院において勤務環境改善に向けた取り組みを行っていますか?

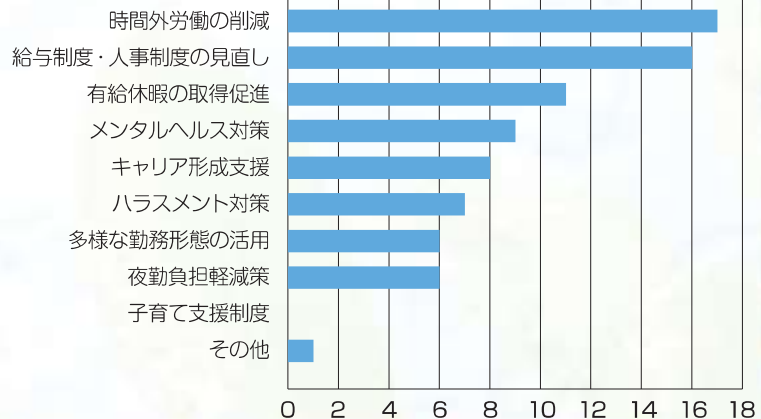
n=28

取り組む予定はない...0



◎貴院において改善すべきと考えている事項は何ですか?

n=28



### 自由意見・感想

- 働き方改革法改正について良く理解できました。ありがとうございました。
- 最新の情報が聞けたので大変勉強になりました。
- 大変参考になりました。今後の業務に生かしていきたいと思います。



研修会へのご参加いただきありがとうございました。

来年度も引き続き研修会を開催したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。